

健康診断が必要な作業

1.じん肺健康診断を受診する必要がある粉じん作業

(「じん肺法施行規則別表」より)

- ◆土石、岩石または鉱物を掘削する作業
- ◆鉱物等を積載した車の荷台をくつがえし、または傾けることにより鉱物等を積下ろす作業
- ◆坑内の鉱物等を破碎し、粉碎し、ふるい分け、積込み、または積下ろす作業
- ◆坑内において鉱物等の運搬、充填し、または岩粉を散布する作業
- ◆岩石または鉱物を裁断、彫り、または仕上げする作業
- ◆研磨剤の吹き付けにより研磨、または研磨剤を用いて動力により岩石、鉱物、金属を研磨もしくは、ばり取りもしくは金属を裁断する作業
- ◆鉱物等、炭素を主成分とする原料またはアルミニウムはくを動力により破碎、粉碎、ふるい分ける作業
- ◆セメント、フライアッシュまたは粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品を乾燥、袋詰め、積込み、積下ろす作業
- ◆粉状のアルミニウムまたは酸化チタンを袋詰めする作業
- ◆粉状の鉱石または炭素原料を原料または材料として使用する物を製造、加工する工程において粉状の鉱石炭素原料またはこれらを含む物を混合、または散布する作業
- ◆ガラス、またはほうろうを製造する工程において原料を混合する作業、または原料もしくは調合物を溶解炉に投げ入れる作業
- ◆陶磁器、耐火物、珪藻土製品または研磨材を製造する工程において原料を混合、成形し原料や半製品を乾燥し、半製品、製品を台車に積込み、積下ろし、仕上げ、荷造りする作業、かまの内部に立ち入る作業
- ◆炭素製品を製造する工程で炭素原料を混合、成形、半製品、製品を炉詰め、炉出し、仕上げする作業
- ◆砂型を用いて鋳物を製造する工程で砂型をこわし、砂落し、再生、砂を混練、鋳ばり等を削り取る作業
- ◆鉱物等を運搬する船舶の船倉内で鉱物等をかき落とし、またはかき集める作業
- ◆金属その他無機物を製錬、溶融する工程で土石、鉱物を開放炉に投げ入れ焼結湯出し鋳込みする作業
- ◆粉状の鉱物を燃焼する工程、金属その他無機物を製錬し溶融する工程で炉、煙道、煙突等に付着、堆積した鉱さい灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み下ろし、容器に入れる作業
- ◆耐火物を用いてかま、炉等を築造、修理、または耐火物を用いたかま、炉等を解体、破碎する作業
- ◆屋内、坑内またはタンク、船舶、管、車両等の内部で金属を溶断、アーク溶接、アークでのガウンジック作業
- ◆金属を溶射する場所の作業
- ◆染土の付着した藺草を庫入れ、蔵出し、選別調整、または製織する場所で作業
- ◆長大ずい道の内部のホッパー車からバラストを取りおろし、マルチプルタイタンパーにより道床をつき固める作業
- ◆石綿をときほぐし合剤、紡績、紡織、吹付け、積込み、積下ろし、石綿製品を積層、縫合わせ、切断、研磨仕上げ、包装する場所で作業

2.振動障害健康診断を受診する必要がある振動工具

(「チェーンソー取扱い作業指針」「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」より)

- ◆ チェーンソー
- ◆ ピストンによる打撃機構を有する工具
 - ①さく岩機、②チップングハンマー、③リベッティングハンマー、
 - ④コーキングハンマー、⑤ハンドハンマー、⑥ベビーハンマー、
 - ⑦コンクリートブレイカー、⑧スケリングハンマー、⑨サンドランマー、
 - ⑩ピックハンマー、⑪多針タガネ、⑫オートケレン、⑬電動ハンマー
- ◆ 内燃機関を内蔵する工具（可搬式のもの）
 - ①エンジンカッター、②ブッシュクリーナー
- ◆ 携帯用皮はぎ機等の回転工具（6を除く。）
 - ①携帯用皮はぎ機、②サンダー、③バイブレーションドリル
- ◆ 携帯用タイタンパー等の振動体内蔵工具
 - ①携帯用タイタンパー、②コンクリートバイブレーター
- ◆ 携帯用研削盤、スイング研削盤その他手で保持し、又は支えて操作する型式の研削盤
(使用する研削といしの直径が 150mm を超えるもの)
- ◆ 卓上用研削盤又は床上用研削盤（使用するといしの直径が 150mm を超えるもの）
- ◆ 締付工具
 - ①インパクトレンチ
- ◆ 往復動工具
 - ①バイブレーションシャー、②ジグソー

3.鉛健康診断を受診する必要がある作業

(「労働安全衛生法施行令 別表第四」より)

- 1 鉛の製錬又は精錬を行う工程における焙焼、焼結、溶鉱又は鉛等若しくは焼結鉱等の取扱いの業務（鉛又は鉛合金を溶融するかま、るつぼ等の容量の合計が50リットルを超えない作業場における摂氏450度以下の温度による鉛又は鉛合金の溶融又は鑄造の業務を除く。次号から第7号まで、第12号及び第16号において同じ）
- 2 銅又は亜鉛の精錬又は精錬を行う工程における溶鉱（鉛を3パーセント以上含有する原料を取り扱うものに限る。）、当該溶鉱に連続して行なう転炉による溶融又は煙灰若しくは電解スライム（銅又は亜鉛の精錬を行う工程において生じるものに限る。）の取扱い業務
- 3 鉛蓄電池又は鉛蓄電池の部品を製造し、修理し、又は解体する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、ふるい分け、精練、充てん、乾燥、加工、組立て、溶接、溶断、切断若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務
- 4 電線又はケーブルを製造する工程における鉛の溶融、被鉛、剥鉛又は被鉛した電線若しくはケーブルの加硫若しくは加工の業務
- 5 鉛合金を製造し、又は鉛若しくは鉛合金の製品（鉛蓄電池及び鉛蓄電池の部品を除く。）を製造し、修理し、若しくは解体する工程における鉛若しくは鉛合金の溶融、鑄造、溶接、溶断、切断若しくは加工又は快削鋼を製造する工程における鉛の鑄込の業務
- 6 鉛化合物（酸化鉛、水酸化鉛その他の労働大臣が指定する物に限る。以下この表において同じ。）を製造する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、空冷のための攪拌、ふるい分け、か焼、焼成、乾燥若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれから取り出す業務
- 7 鉛ライニングの業務（仕上げの業務を含む）
- 8 鉛ライニングを施し、又は含鉛塗料を塗布した物の破砕、溶接、溶断、切断、鋸打ち（加熱して行う鋸打ちに限る。）、加熱、圧延又は含鉛塗料のかき落しの業務
- 9 鉛装置の内部における業務
- 10 鉛装置の破砕、溶接、溶断又は切断の業務（前号に掲げる業務を除く。）
- 11 転写紙を製造する工程における鉛等の粉まき又は粉払いの業務
- 12 ゴム若しくは合成樹脂の製品、含鉛塗料又は鉛化合物を含有する絵具、釉薬、農薬、ガラス、接着剤等を製造する工程における鉛等の溶融、鑄込、粉碎、混合若しくはふるい分け又は被鉛若しくは剥鉛の業務
- 13 自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務（臨時に行う業務を除く。次号から16号までに同じ。）
- 14 鉛化合物を含有する釉薬を用いて行なう施釉又は当該施釉を行なった物の焼成の業務
- 15 鉛化合物を含有する絵具を用いて行なう絵付け又は当該絵付けを行なった物の焼成の業務（筆若しくはスタンプによる絵付け又は局所排気装置若しくは排気筒が設けられている焼成窯による焼成の業務で労働省令で定めるものを除く。）
- 16 溶融した鉛を用いて行なう金属の焼入れ若しくは焼戻し又は当該焼入れ若しくは焼戻しをした金属のサンドバスの業務
- 17 動力を用いて印刷する工程における活字の文選、植字又は解版の業務
- 18 前各号に掲げる業務を行なう作業場所における清掃の業務（第9号に掲げる業務を除く。）

4.有機溶剤健康診断を受診する必要がある有機溶剤（水溶性は除く）

（「労働安全衛生法施行令 別表第六の二」より）

- ◆ アセトン ◆ イソブチルアルコール ◆ イソプロピルアルコール
- ◆ イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）
- ◆ エチルエーテル
- ◆ エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）
- ◆ エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）
- ◆ エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）
- ◆ エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）
- ◆ オルト-ジクロルベンゼン
- ◆ キシレン ◆ クレゾール ◆ クロルベンゼン
- ◆ 酢酸イソブチル ◆ 酢酸イソプロピル
- ◆ 酢酸イソペンチル（別名酢酸イソアミル）
- ◆ 酢酸エチル ◆ 酢酸ノルマル-ブチル
- ◆ 酢酸ノルマル-プロピル
- ◆ 酢酸ノルマル-ペンチル（別名酢酸ノルマル-アミル）
- ◆ 酢酸メチル
- ◆ シクロヘキサノール ◆ シクロヘキサノン
- ◆ 一・二-ジクロルエチレン（別名二塩化アセチレン）
- ◆ N・N-ジメチルホルムアミド
- ◆ テトラヒドロフラン
- ◆ 一・一・一-トリクロルエタン
- ◆ トルエン ◆ 二硫化炭素
- ◆ ノルマルヘキサノール ◆ 一-ブタノール
- ◆ 二-ブタノール ◆ メタノール
- ◆ メチルエチルケトン ◆ メチルシクロヘキサノール
- ◆ メチルシクロヘキサノン ◆ メチル-ノルマル-ブチルケトン
- ◆ ガソリン ◆ コールタールナフサ（ソルベントナフサを含む。）
- ◆ 石油エーテル ◆ 石油ナフサ
- ◆ 石油ベンジン ◆ テレピン油
- ◆ ミネラルスピリット（ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。）
- ◆ 前各号に掲げる物のみから成る混合物